

高浜市政記者クラブ同時

2024年9月11日（水）
愛知県西三河県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 今泉、山本
ダイヤル 0564-27-2876
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、横江
内線 3050、3008
ダイヤル 052-954-6225

高浜市における土壌・地下水汚染について

日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社（大阪府）が、高浜市内の同社愛知高浜工場において、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社

(2) 報告年月日

2024年9月11日（水）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県高浜市新田町^{しんでんちょう}三丁目1番9の一部

(4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ひ素及び その化合物	0.045mg/L (4.5倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m 2.0～6.0m	12／36
ふっ素及び その化合物	9.8mg/L (12倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～4.0m 6.0～6.5m	25／36
ほう素及び その化合物	6.1mg/L (6.1倍) ^{注1}	1mg/L 以下	0～0.5m	4／36

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

次表のとおり、条例に規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤含有量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	5,500mg/kg (1.4倍) ^{注1}	4,000mg/kg 以下	0～0.5m	5 / 36

注1：()内は土壤含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

次表のとおり、条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ふっ素及び その化合物	1.9mg/L (2.4倍) ^注	0.8mg/L 以下	3 / 4
ほう素及び その化合物	7.0mg/L (7.0倍) ^注	1mg/L 以下	4 / 4

注：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリング及び揚水施設による地下水汚染の拡大防止の措置を実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壤・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していくとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

3 事業者の連絡先

日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社

経営管理本部 総務部 原川

住所：大阪府枚方市招堤大谷^{しょうだい}2丁目14番1号

電話：072-857-5530

4 調査対象地の概要

(1) 面積

2,950.73 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、2004年から現在まで、従業員用駐車場及び空ドラム缶置場として利用されています。

今回汚染が判明した各物質は、事業場内において取扱履歴がありますが、調査対象地内において取扱履歴はありません。また、当該物質に係る漏洩^{ろうえい}事故等の記録もありません。



※ 背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

- ・ 砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kg あたり砒素として 1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

- ・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で 12～46% の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では 1.4 mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を 1 日 4 mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

- ・ ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で 1～3 g、経口致死量は成人で 15～20 g、幼児で 5～6 g、乳児で 2～3 g とされています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂 4 版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)